



佐賀県公報

平成18年
5月1日
(月曜日)
第12749号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間(三二六・危機管理・広報課)
- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験日程等(三二七)
- 漁業法に基づく公聴会の開催(公告)

海区漁業調整委員会事項

○告示

◎佐賀県告示第三百二十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりである。

平成十八年五月一日

佐賀県知事 古川 康

募集期間 平成十八年五月十五日から同年五月二十九日まで

◎佐賀県告示第三百二十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十八年五月一日

佐賀県知事 古川 康

試験日時	試験場の位置	試験場の名称
(筆記試験、口述試験) 身体検査 平成十八年六月三日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯地

○海区漁業調整委員会事項

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、有明海の農林水産大臣管轄漁場における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年5月1日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山崎 馬

- 日時 平成18年5月11日(木) 午前10時
 - 場所 佐賀市西与賀町厘外826番地1
 - 議事 佐賀県水産会館別館 会議室
 - のりひび建養殖漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区について
 - 漁場計画の内容
- 佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局(佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内)において閲覧に供する。
- 5 公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)の範囲
- 漁業権者
 - 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係のある者

6 公述者の注意事項

(1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成18年5月10日までに佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。

(2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

(3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷